対象受検機関:教育委員会事務局 学校総務サービス課

小中字校が行っ修字旅行の下見	対象受検機関:教育委員会事務局 字校総務サービス課					
事務事業の概要	検出事項	監査の結果				
1 修学旅行下見の必要性(根拠) (1) 文部省初等中等教育局長通達(昭和43年10月2日付け) ア 経路、交通機関等を事前に十分調査し検討しておくこと。 イ 宿泊施設の選定にあたっては、その周辺の環境について、教育的に十分検討するとともに、安全、保健衛生についても特に配慮すること。 ウ 宿泊施設の状況、特に非常口や危険個所などを調査し、適切な措置をとり、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮しておくこと。 等 (2) 文部事務次官通達(昭和63年3月31日付け) 昭和63年に発生した、中国・上海での列車事故により、高知県の修学旅行生に死傷者が出たことを契機に、修学旅行の実施計画に当たっては、旅行経路・交通機関等についての事前の実地調査の実施など、細心かつ、周到な準備を整え、安全確保に万全を期すること。等	間でばらつきが見られるが、学校総務サービス 課は人数や日数についての必要性や理由を記 した資料を、定例的に提出することは求めてい ない。	一定数以上の人数や日数で修学旅行の下見を行う場合には、その必要性や理由を記した資料の提出を求め、その確認を行うなど、旅費支出の妥当性を担保する仕組みを				
2 府内市町村立の小中学校の教職員の旅費負担等 「市町村立学校職員給与負担法」により都道府県の負担とされている。 平成26年度旅費執行額 956,362千円 (小学校1,007校、中学校464校、計1,471校) 学校総務サービス課は、各小中学校の旅費予算全体について、計画と執行状況を見て、人数等を把握し、旅費の支出事務を行っている。また、旅費の執行実績については、同課が行う調査時に「管外出張旅費執行状況調」を学校から提出させて、日程、用務、目的地、人数、旅費額等を確認している。 なお、下見人数が多い場合や、複数回実施している学校については、随時聞き取りを行い、その状況を把握することがある。						
3 下見人数・日数の決定 各市町村において、小中学校の管理運営に関する規則を定めており、出張、休暇その他服務 の処理に関することとして、校長の判断と責任のもとで下見の人数・日数を決定している。						
4 下見人数にばらつきのある理由 下記のように、各学校における実情の違いが主な要因となっている。 (1) 旅行先での調査箇所の数や規模 (2) 特段の配慮を必要とする児童・生徒への対応 例えば、心身に障がいのある児童・生徒の場合、一人ひとりの障がいの特性により、 対応が異なる。 (3) その他 ベテラン教員が下見に行く場合や修学旅行先が毎年同じ場合は、少人数での対応も可 能。一方、引率経験のない新任教員がベテラン教員とともに下見に行く場合は、人数が 増えることがある。 等						

5	修学旅行の下見人数の状況(H24~H26調査対象校:106校)				(単位:	校)					
		なし	1名	2名	3名	4名	5名	6名	7~8名	9名	計
	小学校	2	6	17	26	16	5	1	0	1	74
	中学校	0	0	28	9	0	0	0	0	0	37
	計	2	6	45	35	16	5	1	0	1	111

注) 平成25、26年度に旅費の監査を行った小中学校(平成24、25年度決算)及び平成27年度 に学校総務サービス課が調査を行った小中学校(平成26年度決算)を集計。

同一年度内に下見を2回行っている学校(5校)については、それぞれ計上している。

#### (下見人数・日数の分析)

下見を2名及び3名で実施する学校が全体の約7割を占めている。

人数・日数について、その必要性や出張者に関して資料要求及びヒアリングを行った結果 は以下のとおりであった。

- (1) 3名以内の実施 中学生になれば、集団行動に比較的慣れてくることから、人数を絞って対応している。小学校では、小規模校でクラス数が少ない場合等は少人数対応している。前年度から旅行先、宿泊先に変更がない場合で、担任が同一場所への引率経験があることから、下見を行わなかった学校もある。
- (2) 4 名 の 実 施 現場確認を学級担任全てが参加するほかに、支援学級担任又は学年付 の担任外の教員が参加している。
- (3) 5名以上の実施 4名のケースと同様の場合のほかに、旅行先、宿泊先を変更することに伴い現地判断が必要なことから、管理職等(教頭、教務主任)も同行している場合がある。なお、9名で実施している学校は、民泊体験学習を実施することに伴い、40家庭に分散して宿泊先の確認をする必要があったためであり、日帰りで対応したことにより経費を抑えた。(学級担任4、支援学級担任2、教頭1、教務主任1、養護教諭1)
- (4) 複数回の実施 旅行先、宿泊先の変更を行う場合の検証、支援を要する生徒等への対 応のために本番直前の状況確認を行った。

## 措置経過

監査の結果を受け、市町村立学校を対象として平成27年9月24・29日に行った「現任学校事務職員・臨時主事研修会」並びに同年10月8・9日に行われた「現任校長研修」において、監査結果の趣旨と改善に向けて検討することを説明した。その後、各学校において、修学旅行等宿泊を伴う学校行事の下見のために出張した人数や日数が一定数を超える場合は、その理由や必要性等について、学校総務サービス課が行う年間旅費執行計画調査(毎年度6月実施)において報告を求めることとし(平成27年度実施分から報告)、平成28年6月1日付けで全小中学校に通知した。

## 対象受検機関:教育庁 私学課

改善を求める事項 (意見)

## 事務事業の概要

### 1 平成26年度に発生した不適正な会計処理の経過

平成26年度にA学校法人(以下「A法人」という。)において、生徒から徴収した模擬試験・検定試験の受 験料や教材費等が、学校法人会計上預り金として計上されず、残金についても精算処理することなく、長期間 にわたってその一部が塾関係者への渉外費や、保護者会OB会を通じて前校長の個人口座に支払われていたこ とが判明した。

問題発覚後、A法人は第三者委員会を設置して事実関係を調査し、「調査報告書」を公表している。また、 A法人は上記の「調査報告書」を踏まえて、平成27年5月31日に大阪府に対して「法人としての今後の対応を 記載した報告書」を提出している。

なお、保護者OB会から個人名義の口座へ移動された資金については、全額が返還されている。また、本事 案関係者の一人は、自身が渉外費等に費消したとして相当額をA法人に返金しているが、現在詳細は、検察当 局において捜査中である。

## 2 問題発生の要因

「法人としての今後の対応を記載した報告書」等によると、今回の問題が発生した要因として、以下の点を あげている。

- ・前校長らによる内部統制無視と特定の担当者による共謀があった点
- ・経理規程は昭和47年の制定以来改定が行われず、「実務要領」や「マニュアル」等も整備されていない点
- ・当事者に対するチェック、牽制機能等の内部統制が機能していなかった点
- ・慢性的な人員不足から、総務部門と会計部門の職務分担がなされず相互の牽制機能が働いていなかった点
- ・教職員の法令遵守に対する意識が乏しく、経理規程や事務決裁規程等の遵守に対する認識が欠如していた点
- ・A法人本部と中学校・高等学校間とのコミュニケーションが不足していた点
- ・中学校・高等学校の内部統制の整備・運用に対してA法人本部の関与が薄かった点 等

#### 3 「私立学校会計等現地検査」の概要

私学・大学課では、私立学校において補助事業が適正に実施されるとともに、私立学校の経営の健全性を高 めるために、小・中・高等学校・中等教育学校を設置する学校法人に対して、私立学校法・私立学校振興助成 法・大阪府補助金交付規則等に基づき「私立学校会計等現地検査」を実施している。

検査時期	検査項目	検査対象	検査体制	検査時間
夏の検査 7~9月	府補助金全般 会計処理 管理運営	全学校法人(83法人183校)。 概ね3年に1回実施している(年間約60校から70校)。	原則2名。ただ し、必要に応じ	終日
冬の検査 12~3月	国庫補助金 (施設·設備整備分)	当該年度に補助金交付した学校法人	て増員する。	1 校あたり 約2時間

現地調査に当たっては、各学校法人に対して事前調査書の作成・提出を依頼している。事前調査書では補助 金の交付状況、寄附行為や規程等の整備状況、理事会の開催状況等についての記載を求めている。

私学・大学課では、今回の事案に対 学校法人に対して、「預り金等の会 する再発防止策として、「預り金等の | 計処理に係るチェックシート」によ 会計処理に係るチェックシート」を全しる自己点検結果の提出を求めるとと ての学校法人に送付し、自己点検を求しもに、当該シート及び事前調査書に めているが、点検結果の提出までは求し理事長や校長といった責任者の確認 めていない。

検出事項

また、私学・大学課が実施しているしい。 現地検査では、事前調査書を用いて規 程等の整備状況を確認しているが、学 | 等の整備状況を確認するだけでな 校法人内部の会計事務を特定の個人「く、学校法人内部の相互牽制機能の に委ねることなく、複数の者により相 有無について確認することなどを検 互チェックを行う体制(相互牽制機 | 討されたい。 能)の有無については事前調査書の確 認対象となっていない。

署名を求めることなどを検討された

また、事前調査書において、規程

さらに、現地検査の対象となって いない学校法人に対しても、学校法 人内部の相互牽制機能に関する事項 も含め、確認項目を検討のうえ、毎 年提出を求めるなど、効果的かつ効 率的な監督方法について、検討され たい。

# 4 私学・大学課の対応

私学・大学課では、今回の事案を受けて、各学校法人に対して、平成27年4月23日付で「預り金等の会計処理に係るチェックシート」を送付し、会計処理の内容について自己点検を促すとともに、会計監査人と相談しながら適切に対処するように求めている。

また、私学団体の諸会議でも、理事長や校長等に対して、「当該チェックシートを参考に、今一度、会計処理を確認するよう」注意喚起を行っている。

## 措置の内容

各学校法人の会計処理については、平成27年10月1日付けで預り金等の会計処理に係るチェックシート等による自己点検を行うよう依頼し、その結果について理事長等各学校法人の責任者が署名を付したものを、府に提出させた。

また、平成28年度の私立学校会計等現地検査においては、学校法人内部の相互牽制機能の有無の項目を追加した事前調査書を検査対象法人に作成させ、検査当日、職員が当該調査書をもとに証拠書類の確認や聞き取りを行った。さらに、当該年度に検査対象となっていない法人についても、当該調査書の作成を平成28年5月31日付けで依頼し、毎年度の提出が義務付けられている財務計算に関する書類を受理する際に当該調査書の内容に関しヒアリングを行った。

監査(検査)実施年月日(委員:平成27年8月5日、事務局:平成27年6月18日から同年7月9日まで)